

平成29年度

事業計画

陸上貨物運送事業労働災害防止協会

平成 29 年度 事業計画

第 1 事業運営の基本方針

I 労働災害の動向等陸運業を取り巻く情勢

1 景気の動向等

我が国の景気は、一部に改善の遅れもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。

先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要がある。（月例経済報告平成 29 年 4 月）

国内貨物輸送について、2016 年度は、住宅投資の増加などを背景に建設関連貨物が予想外に堅調に推移した。一般機械、鉄鋼などの減少から生産関連貨物が小幅なマイナスとなる一方、消費関連貨物の増加もあって、総輸送量は 0.5% 増と 5 年ぶりのプラスとなった。

2017 年度は、消費関連貨物に小幅ながら増加が期待できるほか、設備投資や鉱工業生産のプラスを受け、生産関連貨物も持ち直しへ。一方、住宅投資の減少などに伴い建設関連貨物はマイナスに。総輸送量は 0.1% 減と微減になるものの、一般貨物は小幅ながら引き続き増加が予想される。（日通総合研究所：2017 年度の経済と貨物輸送の見通し(改訂) 2017. 3）

このような経済状況のもとで、陸運業界は、慢性的な従業員の高齢化や人材不足、長年にわたる費用負担の増大、運賃水準の低迷等の課題のみならず、長時間労働対策、安全・環境・地球温暖化対策や労働力確保対策等、取り組むべき多くの課題を抱えている。

2 会員の状況

会員の状況は、平成 28 年 10 月 31 日現在、会員事業場数 46,905 事業場(対前年+413 事業場、0.9%増)、会員事業場における労働者数 1,173 千人(対前年+11 千人、0.9%増)である。

3 労働災害及び健康の状況

(1) 労働災害の状況

我が国の労働災害は、長期的には減少を続けている。陸運業においては、平成 27 年に 5 年連続の増加に歯止めがかかったものの、平成 28 年は再び増加に転じた。

ア 陸運業における死亡者数

陸運業における死亡者数は、平成 27 年は、125 名(対前年比-7 名)、5.3%の減少となり、平成 28 年確定値では、99 名(対前年比-26 名)、20.8%減少とさらに大幅に減少し、過去最少となった。減少した主な事故の型は、墜落・転落-11 名、倒壊・崩壊-6 名、交通労働災害-2 名等である。

イ 陸運業における死傷者数

陸運業における死傷者数は、平成 22 年から 26 年まで 5 年連続して増加していたが、平成 27 年に 2.3% (14,210 人→13,885 人) の減少となり増加に歯止めがかかった。しかしながら、平成 28 年確定値においては、13,977 名、0.7%増加した。

陸運業の死傷災害は、荷役災害が 7 割以上を占めており、そのうち墜落・転落が最も多く 3 割以上を占めている。また、荷役運搬関係災害の 7 割近くは荷主の構内等で発生して

いる（平成 23 年厚生労働省死傷病報告分析）。

ウ 陸上貨物運送事業労働災害防止計画（平成 25 年度～29 年度）

「陸上貨物運送事業労働災害防止 5 か年計画」（平成 25 年度～29 年度）の目標は次のとおりである。

- ① 死亡者数を 5 年間で 20%減少させる（平成 24 年 134 人を平成 29 年に 105 人以下に）
- ② 死傷者数を 5 年間で 10%以上減少させる（平成 24 年 13,834 人を平成 29 年に 12,400 人以下に）
- ③ 過重労働による健康障害を防止する。腰痛症を減少させる

計画の 4 年度目である平成 28 年度は、死亡者数 115 人以下（前年 125 人、対前年比 8.3%減）、死傷者数 13,122 人以下（前年 13,885 人、対前年比 5.5%減）を目標とし、労働災害防止に取り組んだ結果、平成 28 年確定値における死亡者数 99 人、対前年比 20.8%の減少となっており、死亡者数については、平成 28 年目標を達成した。一方、死傷者数は、13,977 名、対前年比 0.7%の増加となり、平成 28 年目標の達成はできなかった。

(2) 健康の状況

陸運業の健康診断における有所見者数の割合は増加傾向にあり、平成 22 年以降は横ばいで高止まりしている（平成 27 年有所見率 58.5%（全産業 53.6%））。

また、脳・心臓疾患による労災認定件数は、平成 27 年度の認定件数が 82 件と前年度の 77 件から増加し、26 年度に続き業種別で最も多くなっている。また請求件数も 133 件と前年度 120 件より増加した。

一方、精神障害等の認定件数は、36 件と前年度の 41 件から減少したものの業種別では最多となった。請求件数は 69 件と前年の 84 件から減少している。

こうした状況から過労死等の防止及びメンタルヘルス対策が一層重要な課題となっている。

4 労災保険率

陸運業の労災保険率（貨物取扱事業）については、3 年ごとの見直しが行われており、これまでの労働災害の減少等を反映して、平成 24 年度から、11/1000 から 9/1000 に引き下げられている。平成 27 年度改定時に貨物取扱事業は変更なく、平成 29 年度も 9/1000 が適用されている。

5 厚生労働省の主な施策等

(1) 第 12 次労働災害防止計画の着実な推進（最終 5 年度目）

目標達成に向け、重点業種に掲げている「第三次産業」「陸上貨物運送事業」「製造業」等について、業種特性に応じた労働災害の防止を図る。

(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進（長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止への対応）

(3) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進

(4) 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5 月 1 日～9 月 30 日：4 月準備期間、7 月重点取組月間）の実施

(5) 治療と仕事の両立支援の実施

「事業所における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」（平成 28 年 2 月 23 日付け基発第 5 号・健発第 3 号・職発 0223 第 7 号）の周知

6 労働災害防止団体としての適正な運営

(1) 関係団体との連携強化

全日本トラック協会、都道府県トラック協会など関係事業者団体との一層の連携を図り、より効果的な労働災害防止活動を行うことが求められている。

また、中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止団体及び（独）労働者健康安全機構との連携も不可欠である。

II 平成 29 年度事業運営の基本

1 基本方針

平成 29 年度は、「陸上貨物運送事業労働災害防止 5 か年計画」（平成 25 年度～29 年度）の最終年度である。事業運営に当たっては、前記 I の情勢を念頭に置きつつ、同 5 か年計画の目標達成に向けて、夏期（7 月）及び年末・年始（12 月・1 月）労働災害防止強調運動を含む 7 月から 12 月を陸上貨物運送事業労働災害防止 5 か年計画目標達成取組強化期間（以下「目標達成取組強化期間」という。）を本部・支部一体となって実施、死亡災害については交通労働災害の防止及び荷役災害の防止、死傷災害については荷役関係災害の防止に総力を上げて取り組むものとする。

また、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令及び変更予定の陸上貨物運送事業労働災害防止規程を遵守するとともに、職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させ、自主的な安全衛生活動を継続的、効果的に行っていくことが何より重要である。このため、安全衛生水準向上支援事業（レベルアップ支援事業）、中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業等の周知・普及及びフォークリフト荷役技能検定制度の積極的取組を図るとともに、安全度の高い職場の実現を目指す先取り型の取組である、危険予知訓練（KYT）、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムの取組への指導・支援に努める。

以上を踏まえ、平成 29 年度は以下の対策を重点として推進する。

(1) 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進

ア レベルアップ支援事業の取組

労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場（以下「レベルアップ支援事業場」という。）を選定し、安全管理士、安全衛生管理員等が、当該事業場の安全管理規程の整備、年間安全衛生計画の策定、PDCAサイクルによる安全衛生活動等を支援することにより、当該事業場の安全衛生水準の向上を図る。

イ 中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業

レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場に対して、現場診断、助言及び安全衛生教育の実施等個別サポートを行う。

ウ 企業等団体支援制度

企業等団体を指定し、年間を通じて、安全管理士等が現場確認及びその結果に基づく技術的な指導を行うことにより、自主的な安全衛生活動を図ることを目的とした「企業等団体支援制度」を実施する。

エ フォークリフト荷役技能検定制度

平成 27 年度より運用を開始した「フォークリフト荷役技能検定制度」については、2 級検定試験に加え、新たに 1 級検定試験を実施する。またリーチフォークリフト部門の 2 級検定試験を試行的に実施する。

オ 継続的取組

リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステム、IT を活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法等新たな安全衛生管理手法等の普及・定着を図るため、安全管理者選任時研修やリスクアセスメント研修等の実施、個別事業場への指導・支援を引き続き行う。

なお、労働安全衛生マネジメントシステムの簡易認定制度（簡易 R I K M S）については、労働安全衛生マネジメントシステムの国際化への動向を踏まえつつ、引き続き検討を行う。

(2) 荷役運搬作業の災害防止

ア 厚生労働省が策定した「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成 25 年 3 月 25 日基発 0325 第 1 号。以下「荷役ガイドライン」という。）の周知等による、荷主等と連携した荷役災害防止対策の推進

イ 労働災害が増加傾向にあるロールボックスパレット作業に対する安全教育の推進

ウ 「荷役ガイドライン」に基づく荷役災害防止担当者及び荷役作業者に対する教育の実施

エ フォークリフト荷役技能検定試験については、引き続き制度の周知を図るとともに、検定制度の充実を図ることとする。

オ 「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」（DVD）、「フォークリフト作業開始前点検の進め方」（DVD）及び「はい作業の安全」（DVD）の活用等によるフォークリフト等による安全な荷役作業の推進

カ 荷役運搬作業の「リスクアセスメントイラストシート」、リスクアセスメントに関するリーフレット等を活用した研修の実施等によるリスクアセスメントの普及

キ フォークリフト運転技能講習、はい作業主任者技能講習、作業指揮者安全衛生教育等の実施

(3) 交通労働災害の防止

ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月改正）の周知徹底

イ 「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」（平成 28 年 11 月新刊）を活用した教育の推進

ウ 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の周知徹底

(4) 健康確保対策の推進

ア 過労死等の大幅減少を目指した、「過労死等防止セミナー・健康起因事故防止セミナー」の都道府県支部における開催及び全日本トラック協会、(独)労働者健康安全機構等関係機関との連携の強化

イ 「労働災害としての過労死を予防するための基礎知識」（平成 28 年 6 月新刊）の活用

ウ 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 20 年 3 月改正）に基づく時間外・休日労働時間の削減、適切な健康管理に関する措置等の推進

- エ 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施
 - オ 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）に基づく、過労死等防止対策に関する情報収集及びその周知
 - カ ストレスチェックの実施とその結果に基づく医師による面接指導の実施等メンタルヘルス対策の推進及びストレスチェック割引制度による支援
 - キ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」（平成 27 年 11 月 30 日公示第 6 号）の周知
 - ク 「陸運事業者のためのメンタルヘルス対策」（パンフレット等）を活用したメンタルヘルス対策の推進
 - ケ 厚生労働省「腰痛予防対策指針」（平成 25 年 6 月改訂）の周知
- (5) 安全衛生教育
- ア 技能講習、特別教育等の適正な実施
 - イ 「荷役ガイドライン」に基づく安全衛生教育の実施（荷役災害防止担当者、荷役作業従事者）
 - ウ 「ロールボックスパレット安全作業研修会」の実施
 - エ 安全管理者選任時研修、陸災防インストラクター養成講座、リスクアセスメント研修等の実施
 - オ 安全衛生教育に必要なテキスト、図書、DVD等の作成・頒布
 - カ 安全衛生教育支援事業を活用した教育の推進
 - キ 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員等を活用した安全衛生セミナー等の集団指導の実施
- (6) 安全衛生意識の高揚
- ア 第 53 回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会の開催
 - イ 第 32 回全国フォークリフト運転競技大会の開催
 - ウ 目標達成取組強化期間（7 月から 12 月）の実施とその取組の充実
 - エ ホームページ、広報紙「陸運と安全衛生」、メールマガジン等による広報の強化
 - オ 「STOP 熱中症！クールワークキャンペーン」（5 月 1 日～9 月 30 日：4 月準備期間、7 月重点取組月間）の実施
 - カ 「STOP！転倒災害防止プロジェクト」の実施
- (7) 調査研究等の推進
- ア 労働災害防止対策委員会の開催
 - イ 実態調査検討専門委員会の開催
 - ウ （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力
- (8) 協会組織の充実強化等
- ア 事業及び体制の整備による財政及び組織の健全化と充実
 - イ 本部、支部間の連携強化
 - ウ 登録教習機関業務及び補助事業業務等の適切な執行のための監査指導の充実強化等

2 関係機関等との連携等

ア 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、労働災害防止関係団体、国土交通省、地方運輸局、運輸支局、警察庁、都道府県警察等の関係行政機関との連携

イ 全日本トラック協会、都道府県トラック協会等の関係団体、経営者団体等との協力関係の強化

3 経営トップのあり方等

厚生労働省が実施した調査（平成15年度「大規模製造業事業場における安全管理に係る自主点検」）によれば、災害発生率の低い事業場では、事業場のトップが自ら積極的に安全管理活動を実施するほか、当該事業場の労使が協力して安全問題を調査審議する安全委員会の活動も活発であるということが示されている。

すなわち、労働災害防止のためには、経営トップが安全衛生管理を重視する姿勢を明確に示し、自ら先頭に立って活動することが重要であり、このような経営トップのあり方については、労働安全衛生マネジメントシステム、運輸安全マネジメント、リスクアセスメント、交通労働災害防止のためのガイドライン、荷役ガイドライン等においても述べられているところである。

経営トップがその活動を通じて組織と個人が安全を最優先する気風や気質を育て、安全な社会を実現するための基本理念である「安全文化」の創造に寄与するとともに、公共輸送機関としての社会的責務を果たすことが求められている。

以上を踏まえて、本部・支部（分会）が一体として取り組む主要対策は、「第2 労働災害防止のための主要対策」のとおりである（**ゴシック体の対策は、特に重点を置いて取り組むべき事項**）。

第2 労働災害防止のための主要対策

I 事業場の安全衛生水準向上の取組の推進
対 策 の 概 要
実効ある安全衛生管理体制を確立して、リスクアセスメント、労働安全衛生マネジメントシステムなど事業場の安全衛生水準向上の取組を、経営首脳が先頭に立って組織的な取組を推進する。
本 部 実 施 事 項
<p>1 労働災害防止計画の推進 「陸上貨物運送事業労働災害防止5か年計画」(平成25年度～29年度)の最終年度、7月から12月を目標達成取組強化期間として、目標達成に向けた取組を重点的に推進する。 【計画の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者数：平成24年134人に対し20%以上減少させる(105人以下) ・死傷者数：平成24年13,834人に対し10%以上減少させる(12,400人以下) <p>【平成29年の目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡者数：平成28年確定値 99人以下 ・死傷者数：12,400人以下(平成28年確定値 13,977人)
<p>2 安全衛生水準向上の取組の推進</p> <p>(1) レベルアップ支援事業の推進 労働災害防止に積極的に取り組もうとする中小規模の事業場の安全衛生水準の向上を図る「レベルアップ支援事業」を、安全管理士、安全衛生管理員等の支援で推進する。</p> <p>(2) 中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業 レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場の要請に基づき、安全管理士、安全衛生管理員等が現場診断、助言及び安全衛生教育の実施等個別サポートを行う。</p> <p>(3) 「企業等団体支援制度」の推進(本部) 自主的な安全衛生活動を図ることを目的とした「企業等団体支援制度」を安全管理士等の支援で実施する。</p> <p>(4) 簡易RIKMSの検討(継続) 陸運業における「労働安全衛生マネジメントシステム」(R I K M S)の普及を図るため、主に中小規模事業場を対象とした簡易なR I K M S取組方法とその認定制度をISO45001の動向を勘案しつつ、引き続き検討する。</p>
<p>3 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の変更及び周知と遵守の徹底 企業・事業場における自主的な安全衛生活動のなお一層の推進を図るため、陸上貨物運送事業労働災害防止規程の変更を行う。さらに変更された規程の周知と遵守の徹底を図る。</p>
<p>4 安全衛生管理体制の確立 各種講習会、安全衛生自主点検等を通じ、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者、作業指揮者等の選任の徹底を図る。</p>

支 部 （ 分 会 ） の 取 組

1 労働災害防止計画の推進

「陸上貨物運送事業労働災害防止5か年計画」（平成25年度～29年度）の最終年度、7月から12月を目標達成取組強化期間として、目標達成に向けた取組を重点的に推進する。

2 安全衛生水準向上の取組の推進

(1) レベルアップ支援事業の推進

レベルアップ支援事業説明会の開催等による参加勧奨、積極的な選定、安全管理士、安全衛生管理員等の支援により、中小規模の事業場の安全衛生水準の向上を図る。

(2) 中小企業安全衛生水準向上個別サポート事業

レベルアップ支援事業場以外で安全衛生水準向上の取組を積極的に行おうとする事業場への利用勧奨及び個別サポートの実施

(3) 安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員の積極的な活用

安全管理士、衛生管理士及び安全衛生管理員による事業場の指導・援助に当たっては、例えば次のような援助を事業場に対し行うことに留意する。

ア 職場の安全衛生自主点検表の活用による安全衛生管理活動の定着に対する援助

イ 災害発生事業場における自主的な災害調査の実施及び防止対策の検討に対する援助

さらに、リスクアセスメント、RIKMS（労働安全衛生マネジメントシステム）、ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法等新たな安全衛生管理手法等の導入・定着のため、研修会の開催、個別事業場に対する指導等の実施

ウ 陸運災防指導員の活用

陸運災防指導員会議の開催等により、陸運災防指導員への情報提供を図るとともに、変更された陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底を推進する。

3 陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底

企業・事業場における自主的な安全衛生活動のなお一層の推進を図るため、変更された陸上貨物運送事業労働災害防止規程の周知と遵守の徹底を図る。

4 安全衛生管理体制の整備・確立

各種講習、研修、個別指導、安全衛生自主点検等において、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、産業医、作業主任者、作業指揮者等の選任の徹底を図る。

II 荷役運搬作業の安全の確保

対 策 の 概 要

荷役ガイドラインの周知等により、荷役運搬作業における墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ、飛来・落下災害及び荷役運搬機械による災害の防止の徹底を図る。

本 部 実 施 事 項

1 荷役運搬作業中の墜落・転落等の災害防止についての指導援助

(1) ロールボックスパレット作業に対する安全教育の推進

陸運業をはじめ広範囲に使用され、災害が増加傾向にあるロールボックスパレットを使用する作業者の安全教育を担当する者を対象とした講習会をすべての支部において実施する。

(2) 荷役ガイドラインの周知と安全衛生教育の推進

厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」の周知及び同ガイドラインに基づく荷主等と連携した取組の推進を図る。特に、荷役作業に係る陸運事業者と荷主等との契約書面の締結及び安全作業連絡書（荷役ガイドライン）作成を周知する。

また、支部が行う荷役災害防止担当者、荷役作業従事者に対する安全衛生教育を支援する。

(3) リスクアセスメント等の導入促進

荷役運搬作業のリスクアセスメント等の普及促進を図るため、資料、情報の提供を行うとともに、導入個別企業における取組に対して安全管理士、安全衛生管理員等による支援を進める。

(4) 荷役災害防止に関する視聴覚教材の活用

はい作業、荷役運搬機械等荷役作業に関する安全衛生教育を推進するため、視聴覚教材の活用促進を図る。

2 フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底

(1) フォークリフト荷役技能検定制度の推進

ア フォークリフト荷役技能 1 級検定試験及び 2 級検定試験を実施する。

イ 検定試験の周知を図るとともに、現場ニーズに合った試験制度に対応するための検討を継続的に行う。

ウ リーチフォークリフト部門の 2 級検定試験を試行的に実施する。

(2) インストラクター講座

作業指揮者、フォークリフト運転業務従事者など荷役作業関係の安全衛生教育を促進するため、これらの講師（インストラクター）を養成する講座等を行う。

支 部 （ 分 会 ） の 取 組

1 荷役運搬作業中の墜落・転落等の災害防止についての指導援助

(1) 「ロールボックスパレット安全作業研修会」を実施する。

(2) 荷役ガイドラインの周知及びその取組の推進

厚生労働省が策定した「荷役ガイドライン」の周知を図るとともに、同ガイドラインに基づく陸運事業者の荷役災害防止担当者に対する講習会、荷役作業従事者に対する安全衛生教育等を実施する。

また、行政機関の協力を得ながら、目標達成取組強化期間（7月から12月）を中心に、荷主等との会議開催等連携を推進する。

(3) リスクアセスメント等の取組

荷役運搬作業における危険予知訓練（KYT）及びリスクアセスメントの取組の促進を図る。

なお、リスクアセスメントについては、具体的な導入方法を示すことに配慮する。

(4) 安全衛生教育の推進

荷役作業関係の作業主任者、作業指揮者等に対する安全衛生教育（講習会）を積極的かつ計画的に実施する。また、「はい作業の安全作業」（DVD）の活用を図る。

2 フォークリフト等荷役運搬機械による労働災害防止の徹底

(1) フォークリフト荷役技能検定試験への対応

フォークリフト荷役技能検定試験の周知を図るとともに、2級検定試験を対応可能な支部において実施する。その他の支部については、実施に向けた体制の整備等を行うよう努める。

(2) フォークリフト運転業務従事者教育の推進

フォークリフト運転業務従事者に対する安全教育の積極的かつ計画的な実施を図る（「視聴覚教材（DVD）」の活用）。

(3) 有資格者の確保等

フォークリフト等荷役運搬機械運転業務における有資格者の確保と適正配置のための指導等を行う。

III 交通労働災害の防止
対 策 の 概 要
交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を中心として、一層の交通労働災害防止を図る。
本 部 実 施 事 項
<p>1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(平成20年4月改正)に基づく取組の推進</p> <p>(1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底 「交通労働災害防止のためのガイドライン」について、解説書(平成24年3月発刊図書)を活用して周知徹底に努める。</p> <p>(2) 高年齢運転者の交通労働災害等の防止 「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」(平成28年11月新刊)等を活用し、高年齢労働者の交通労働災害等の防止を図る。</p> <p>(3) 交通労働災害防止担当管理者教育の実施について指導援助を行う。</p> <p>(4) 交通KYTの一層の普及促進を図る。</p> <p>(5) 交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシートの効果的な活用を図る。</p> <p>2 改善基準告示の徹底</p> <p>(1) 改善基準告示の周知徹底 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の一層の周知徹底に努めるとともに、過労運転による交通労働災害を防止するための取組について指導援助を行う。 また、荷役災害防止担当者教育による改善基準告示の荷主等への周知を進める。</p> <p>(2) デジタルタコグラフ、動態管理等の活用 デジタルタコグラフ、通信機器等による動態管理等を活用し安全運転管理、安全走行管理を推進するため、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ(ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法)」(パンフレット等)の周知・活用を図る。</p> <p>3 交通労働災害防止のための取組</p> <p>(1) 目標達成取組強化期間(7月から12月)に、個別指導、集団指導、安全パトロール等支部の取組に対し、安全管理士等の支援を行う。</p> <p>(2) 全国交通安全運動に参加するとともに、「交通事故死ゼロを目指す日」の周知を図る。</p>

支 部 （ 分 会 ） の 取 組

1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 20 年 4 月改正）に基づく取組の推進

- (1) 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知徹底
「交通労働災害防止のためのガイドライン」について、解説書(平成 24 年 3 月発刊図書)を活用して周知徹底に努める。
- (2) 高年齢運転者の交通労働災害等の防止
「高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引き」（平成 28 年 11 月新刊）等を活用し、高年齢労働者の交通労働災害等の防止対策を推進する。
- (3) 交通労働災害防止担当管理者教育を積極的に実施する。
- (4) 交通KYTの取組促進
「職場で進める交通労働災害防止(ヒヤリ・ハットからKYTまで)」等のテキスト及びビデオを活用し、交通KYTの取組の促進を図る。

2 改善基準告示の徹底

- (1) 各種会議、講習会等の機会を利用し改善基準告示の遵守について一層の周知徹底に努める。
- (2) 上記 1(3)の教育において過労運転による交通労働災害の防止を図る。
- (3) 荷役災害防止担当者教育の実施等により改善基準告示の荷主等への周知を図る。
- (4) 「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ（ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法）」（パンフレット等）の周知を図る。

3 交通労働災害防止のための取組

- (1) 目標達成取組強化期間等における安全パトロール等
目標達成取組強化期間（7月から12月）に、安全パトロール等を実施する。
- (2) 目標達成取組強化期間における重点取組事項
下記①～③を重点に取組を行う。
 - ① 「死亡災害要因分析シート」の活用促進
 - ② 「交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート」の活用促進
 - ③ 「過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート」の活用促進

IV 健康確保対策の推進
対 策 の 概 要
定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底、過重労働対策及び腰痛予防対策の推進、メンタルヘルス対策に関する情報提供等により、労働者の心身両面にわたる健康の保持増進を図る。
本 部 実 施 事 項
<p>1 過重労働による健康障害防止対策の推進</p> <p>(1) 「労働災害としての過労死を予防するための基礎知識」(平成28年6月新刊)を活用した「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」をすべての支部において実施する。なおセミナー実施に当たっては、全日本トラック協会、(独)労働者健康安全機構等の関係機関との連携を図る。</p> <p>(2) 過重労働による健康障害防止対策の推進(長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止への対応)に努める。</p> <p>(3) 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施について周知を図る。</p> <p>(4) 小規模事業場における健康管理(過重労働、面接指導、メンタルヘルス等)が適切に行われることとなるよう、地域産業保健センター等の活用促進を図る。</p> <p>(5) デジタル機器等を活用した自動車運転者の適切な労働時間の管理等について、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ(I Tを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法)」(パンフレット)等を活用して情報の提供に努める。</p> <p>2 メンタルヘルス対策の推進</p> <p>(1) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進に努める。</p> <p>(2) ストレスチェックの実施等法令に基づくメンタルヘルス対策等が適切に行われるよう周知に努めるとともに、ストレスチェック割引制度の利用勧奨を図る。</p> <p>3 一般健康管理等の推進</p> <p>(1) 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。</p> <p>(2) 小規模事業場における健康管理が適切に行われることとなるよう、地域産業保健センター等の活用促進等必要な情報の提供に努める。</p> <p>4 職業性疾病の予防等</p> <p>(1) 厚生労働省「腰痛予防対策指針」(平成25年6月改訂)の周知を図る。</p> <p>(2) 事業場における作業管理、作業環境管理、健康管理、労働衛生教育及び生活指導を含めた総合的腰痛予防対策を推進する。 腰痛予防のための対象作業管理者講習及び対象作業従事者講習に対する援助を行う。</p> <p>(3) 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日:4月準備期間、7月重点取組月間)を実施する。(詳細は別途)</p>

支 部 （ 分 会 ） の 取 組

1 過重労働による健康障害防止対策の推進

- (1) 「労働災害としての過労死を予防するための基礎知識」(平成 28 年 6 月新刊)を活用した「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を実施する。なおセミナー実施に当たっては、都道府県トラック協会、産業保健総合支援センター等の関係機関との連携を図る。
- (2) 過重労働による健康障害防止対策の推進（長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止への対応）に努める。
- (3) 長時間の時間外労働を行った者に対する医師による面接指導の実施について周知を図る。
- (4) 小規模事業場における健康管理（過重労働、面接指導、メンタルヘルス等）が適切に行われることとなるよう、地域産業保健センター等の活用促進を図る。
- (5) デジタル機器等を活用した自動車運転者の適切な労働時間の管理等について、「交通労働災害防止のための新しい安全衛生管理手法のすすめ（ITを活用したリアルタイム遠隔安全衛生管理手法）」(パンフレット)等を活用して情報の提供に努める。

2 メンタルヘルス対策の推進

- (1) 「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策の推進に努める。
- (2) 会員事業場における、ストレスチェックの実施等法令に基づくメンタルヘルス対策等が適切に行われるよう指導に努めるとともにストレスチェック割引制度の利用勧奨を図る。

3 一般健康管理等の推進

- (1) 定期健康診断の完全実施に向けて、事業者団体等と連携して健康診断の共同実施を進めるなどにより受診率の向上に努めるとともに、事後措置の徹底を図る。
- (2) 小規模事業場における健康管理が適切に行われることとなるよう、地域産業保健センター等の活用促進等必要な情報の提供に努める。

4 職業性疾病の予防等

- (1) 厚生労働省「腰痛予防対策指針」(平成 25 年 6 月改訂)の周知を図る。
- (2) 腰痛予防のための対象作業管理者講習及び対象作業従事者講習の実施に対する援助を行う。
- (3) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組月間)を実施する。(詳細は別途)

V 安全衛生教育の徹底

対 策 の 概 要

法令に基づく技能講習、特別教育を始めとする各種安全衛生教育を実施し、その受講を促進する。これらの安全衛生教育に用いるテキスト等の作成・頒布に努める。

本 部 実 施 事 項

1 安全衛生教育の実施

- (1) 技能講習、特別教育等の安全衛生教育の適切な実施について引き続き指導援助を行う。
- (2) **ロールボックスパレット作業に対する安全教育を実施する。(再掲)**
- (3) 安全管理者選任時研修を実施する支部に対する支援を行う。
- (4) 陸災防安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座を開催する。
インストラクターが、各種教育の講師等へ広く活用されることとなるよう、講座修了者名簿を整備する。
- (5) **安全衛生教育支援事業の活用**
リスクアセスメント研修等支部が行う行政通達等に基づく安全衛生教育について「安全衛生教育支援事業」の活用を図る。

2 安全衛生教育を効果的に推進するためのテキスト等の作成・頒布

安全衛生教育等に必要なテキスト、図書の充実を図るとともに、その活用促進を図る。また、会員事業場のニーズも踏まえ、安全衛生教育用テキスト等の作成・改訂を行い、これらの頒布に努める。

<安全衛生管理一般>

- (1) 陸運業のための安全衛生推進者必携（平成 28 年 6 月改訂）
- (2) 労働災害としての過労死を予防するための基礎知識（平成 28 年 6 月新刊）
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入と認定（平成 29 年度発刊予定）
- (4) よくわかる労働安全衛生関係法令（平成 29 年度発刊予定）
- (5) リスクアセスメントイラストシート（第 1 集：平成 19 年 10 月発刊、第 2 集：平成 25 年発刊）
- (6) モデル安全衛生管理規程・安全衛生管理計画（平成 24 年改訂）
- (7) 陸上貨物運送事業労働災害防止規程（平成 29 年度改訂予定）
- (8) 雇入時等の安全衛生教育用テキスト（平成 29 年度改訂予定）
- (9) 安全管理者必携（平成 22 年改訂）

<荷役運搬労働災害対策>

- (1) 荷役災害防止担当者教育用テキスト（平成 29 年度改訂予定）
- (2) 荷役作業従事者のための安全必携（平成 29 年度改訂予定）
- (3) はい作業安全必携（平成 20 年改訂）
- (4) 荷役運搬機械等によるはい作業の安全（平成 25 年改訂）
- (5) 荷役運搬業の安全作業マニュアル（平成 25 年改訂）
- (6) 作業指揮者必携（統合版 平成 25 年改訂）
- (7) フォークリフト運転士テキスト（中災防発行）
- (8) **フォークリフト運転業務従事者安全教育テキスト（平成 29 年度改訂予定）**
- (9) フォークリフトの安全 Q & A 50（平成 24 年発刊）
- (10) フォークリフト作業開始前点検の進め方（DVD）（平成 28 年 10 月価格改定）
- (11) フォークリフトによる安全な荷役運搬作業（DVD）（平成 28 年 10 月発売）
- (12) フォークリフト災害事例集（平成 15 年発刊）
- (13) フォークリフトポケットブック（平成 25 年度改訂）

<交通労働災害対策>

- (1) 高年齢者に配慮した交通・荷役災害防止の手引（平成 28 年 11 月新刊）
- (2) 交通労働災害防止のためのガイドライン解説書（平成 24 年発刊）
- (3) 交通労働災害防止担当管理者必携（平成 25 年改訂）
- (4) 職場ですすめる交通労働災害防止（交通 K Y T テキスト）（改訂検討）
- (5) 交通労働災害・事故事例集（平成 15 年発刊）
- (6) 貨物自動車の安全運転実技教本（平成 12 年発刊）
- (7) **プロ・ドライバーの知識（平成 29 年度改訂予定）**

支 部 （ 分 会 ） の 取 組

1 技能講習等の実施

技能講習、特別教育等の安全衛生教育を実施する。また、安全衛生教育支援事業を活用する。

(1) 技能講習

ア フォークリフト運転技能講習

イ はい作業主任者技能講習

ウ ショベルローダー等運転技能講習

エ 玉掛け技能講習

オ 小型移動式クレーン運転技能講習

(2) 1トン未満フォークリフト運転業務特別教育

(3) 「ロールボックスパレット安全作業研修会」の実施

(4) 荷役災害防止担当者安全衛生教育及び荷役作業従事者安全衛生教育

(5) 安全管理者選任時研修

(6) 安全衛生推進者養成講習、同能力向上教育（初任時）

(7) リスクアセスメント研修

(8) フォークリフト運転業務従事者安全教育（「フォークリフト作業開始前点検の進め方」（DVD）及び「フォークリフトによる安全な荷役運搬作業」（DVD）の活用）

(9) 作業指揮者教育等

ア 作業指揮者教育（車両系荷役運搬機械等作業、積卸し作業）

イ 荷役運搬機械等によるはい作業従事者教育（「はい作業の安全作業」（DVD）の活用）

(10) 交通労働災害防止担当管理者教育

(11) 交通KYT講習

(12) 雇入れ時教育

2 各種研修等への参加勧奨等

(1) 安全管理者選任時研修及びリスクアセスメント研修の周知を図る。

(2) 陸災防安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座の参加勧奨に努め、推薦を行う。

(3) 各種教育の実施に当たり、陸災防安全衛生教育講師（インストラクター）養成講座修了者の活用を図る。

3 安全衛生教育用テキスト等の周知・活用を図る。

VI 安全衛生意識の高揚
対 策 の 概 要
各種行事、活動等の実施、安全衛生広報用品の作成・頒布を通じて、安全衛生意識の高揚を図るため、広報活動の充実強化を図り、安全衛生に関する情報の迅速な提供に努める。
本 部 実 施 事 項
<p>1 各種行事、活動等の実施</p> <p>(1) 国民安全の日（7月1日）、全国安全週間（7月1日～7日）・全国労働衛生週間（10月1日～7日）、全国交通安全運動（春期4月6日～15日・秋期9月21日～30日）、交通事故死ゼロを目指す日等を周知するとともに、その参加を通じて安全衛生意識の高揚を図る。</p> <p>(2) 目標達成取組強化期間の実施 陸運業労働災害防止5か年計画（平成25年度～平成29年度）の最終年度であることから、夏期及び年末・年始強調運動期間を含めた7月から12月を「目標達成取組強化期間」とし、目標達成に向けて本部・支部一体となって取り組む。</p> <p>(3) 第53回全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会を、平成29年11月6日（月）新潟市において開催する。</p> <p>(4) 第32回全国フォークリフト運転競技大会を、平成29年9月24日（日）埼玉県トラック総合教育センター（埼玉県深谷市）において開催する。</p> <p>(5) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組月間）を推進する。</p> <p>(6) STOP!転倒災害プロジェクトを推進する。</p> <p>(7) 安全衛生表彰及び優良フォークリフト等運転者表彰の積極的な運用を図る。</p> <p>(8) 労働者数29人以下の小規模事業場における自主的安全活動の促進に資するため、小企業無災害記録表彰制度の周知と積極的な活用促進を図る。</p> <p>(9) 安全衛生標語を募集（2～4月募集に変更）し、入選作については、7月からの目標達成取組強化期間より活用する。</p> <p>2 安全衛生広報用品の作成・頒布</p> <p>(1) 安全ポスター (2) 各種のぼり (3) 安全記録カレンダー (4) 安全旗・安全衛生旗 (5) 過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート (6) フォークリフトポケットブック (7) 各種ワッペン・シール (8) 目標達成取組強化期間（7月から12月）啓発ポスター、のぼり等</p> <p>3 広報活動の充実強化</p> <p>(1) 広報紙「陸運と安全衛生」を毎月発行する。また、メールマガジン登録促進に努める。</p> <p>(2) ホームページ、メールマガジン等による情報提供機能等の強化に努める。 ① 当協会ホームページの充実に努める。 ② 支部のホームページの作成支援を引き続き行う。</p> <p>(3) 「安全衛生のしおり（平成29年版）」の作成（9月）・頒布を行う。</p>

支部（分会）の取組

1 各種行事、活動等の実施

(1) 国民安全の日（7月1日）、全国安全週間（7月1日～7日）・全国労働衛生週間（10月1日～7日）、全国交通安全運動（春期4月6日～15日・秋期9月21日～30日）、交通事故死ゼロを目指す日等を周知するとともに、その参加を通じて安全衛生意識の高揚を図る。

(2) 目標達成取組強化期間の実施

目標達成取組強化期間においては、安全衛生用品を活用し、下記事項を重点として取り組むとともに、陸運災防指導員による安全パトロールを実施する。

ア 「職場の安全衛生自主点検表」活用による、自主的な職場点検と改善実施の促進

イ 荷役ガイドラインで示された「安全作業連絡書」の活用促進

ウ 「死亡災害要因分析シート」の活用促進

エ 「交通労働災害防止のためのリスクアセスメントチェックシート」の活用促進

オ ストレスチェック実施及びメンタルヘルス対策の促進

カ 「過重労働防止を重点とする交通労働災害防止点呼シート」の活用促進

(3) 労働災害防止大会の開催等

「目標達成取組強化期間」等の機会をとらえ、労働災害防止大会を開催する。また、全国陸上貨物運送事業労働災害防止大会への参加勧奨に努める。

(4) フォークリフト運転競技大会の開催等

フォークリフト運転競技大会を実施するとともに、代表選手を全国大会に推薦する。

(5) 「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」(5月1日～9月30日：4月準備期間、7月重点取組月間)を実施する。(詳細は別途)

(6) 「STOP!転倒災害プロジェクト」については、関係行政機関及び関係災防団体との連携等従前の取組を継続する。

(7) 安全衛生表彰等

ア 安全衛生表彰、優良フォークリフト等運転者表彰の表彰対象者の把握及び積極的な推薦に努める。

イ 小企業無災害記録表彰の表彰対象者の把握及び積極的な推薦に努める。

ウ 安全衛生標語について募集期間(2月から4月)の変更に応じた応募勧奨に努める。

2 安全衛生意識高揚のため安全衛生広報用品の周知・活用を図る。

3 広報紙「陸運と安全衛生」、メールマガジン、ホームページ等により、有用で分かりやすい安全衛生情報の提供に努めるとともに、会員及び会員以外のメールマガジン登録促進に努める。

VII 調査研究活動等の推進

対 策 の 概 要

各種事業を効果的に推進し、また、新たな分野での取組を進めるため、有識者による各種委員会を開催するとともに、労働災害防止対策に関連した調査を実施する。

本 部 実 施 事 項 ・ 支 部 の 取 組

- 1 本部において、労働災害防止対策の積極的な推進を図るため、有識者による委員会を開催する。
 - (1) 労働災害防止対策委員会
労働災害防止活動の方針及び活動状況についての審議、評価
 - (2) 実態調査検討専門委員会
次のテーマについて調査検討を行う。
 - ① フォークリフト荷役技能検定制度の評価及びその現場ニーズに即した試験制度に対応するための検討（継続）
 - ② 簡易RIKMS認定制度の検討（継続）
 - (3) (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所との連携及び研究協力
陸運業における労働災害防止との関連が深い労働安全衛生総合研究所リスク管理センター及び過労死等調査研究センターとの連携並びに同研究所が実施するフィールド研究等への協力を図る。
- 2 支部における労働災害防止活動の積極的な推進を図るため、労働災害防止推進委員会の計画的な開催を安全管理士等が支援する。

VIII 協会組織の充実強化等

対 策 の 概 要

「特別の法律により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」（平成 14 年 4 月 26 日閣議決定）に基づき、引き続き的確な業務執行に努める。

また、協会の組織、財政、事業等の充実強化を図るための取組について検討を進めるとともに、関係行政機関及び関係団体との連携に努める。

本 部 実 施 事 項 ・ 支 部 の 取 組

1 協会組織の効果的、効率的な運営及び財政の健全化を図る。

- (1) 事業及び体制の整備による財政及び組織の健全化と充実を図るとともに本部、支部間の連携強化に努める。
- (2) 「陸災防のご案内」（平成 29 年 6 月改訂）の活用により、会員資格者の加入促進の取組を図るとともに、賛助会員の拡大に努める。
- (3) 実務必携（平成 29 年 6 月改訂）に基づく適正な業務の推進を図る。
- (4) 「労働災害防止団体運営評価会議」最終評価結果を踏まえた対応を継続的に進める。

2 登録教習機関業務の一層の適切な運営を図る。

- (1) 適正な技能講習実施のため監査指導の充実強化を図る。
- (2) 技能講習実施体制の整備を図る。
- (3) 技能講習業務規程等の整備を図る。
- (4) 財務諸表の備付け等を行う。
- (5) 技能講習講師の確保に努める。
- (6) 登録更新に係る適正な事務処理に努める。
- (7) 個人情報保護等セキュリティ対策の徹底を図る。

3 補助事業業務の適切な執行のための監査指導を実施する。

4 本部・支部間、関係機関・団体等との連携の強化を図る。

- (1) ブロック別支部長・事務局長会議、全国事務局長会議、全国事務担当者会議及びブロック別事務局長会議を開催する。
- (2) 厚生労働省、都道府県労働局、労働基準監督署、労働災害防止関係団体、国土交通省、地方運輸局、運輸支局、警察庁、都道府県警察等の関係行政機関との連携に努める。
- (3) 全日本トラック協会、都道府県トラック協会等の関係団体、経営者団体等との一層の連携強化に努める。特に、全日本トラック協会との定期連絡会議の開催等を通じて、同協会及び都道府県トラック協会と当協会本部・支部との密接な協力関係の強化に一層配意する。